

付属資料

1 北海道オホーツク地域等公共交通活性化協議会規約

(名称)

第1条 本会は、北海道オホーツク地域等公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関する協議を行うために設置する。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地域公共交通計画の作成及び変更に関する協議
- (2) 地域公共交通計画の実施に関する協議
- (3) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施
- (4) 前3号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業

(協議会の委員)

第4条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

- 2 委員の報酬及び費用弁償に関する事項は、会長が別に定める。
- 3 前条各号に掲げる事業の実施に当たり、関係者その他専門的な知識を有する者から意見の聴取を行うため、協議会に別表のオブザーバー及びアドバイザーを置く。

(協議会の役員)

第5条 協議会に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 監事 2名
- 2 会長は、北海道オホーツク総合振興局地域創生部長をもって充てる。
 - 3 副会長及び監事は、会長が指名する委員をもって充て、任期は2年とする。
 - 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
 - 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。
 - 6 監事は、協議会の出納を監査し、その結果を会長に報告しなければならない。
 - 7 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることができない。

(総会)

第6条 総会は、委員をもって構成する。

- 2 総会は、会長が招集する。
- 3 総会は、次に掲げる事項を協議し、議決する。
 - (1) 協議会の規約の制定及び改廃に関する事項
 - (2) 地域公共交通計画の作成及び変更に関する事項

- (3) 事業計画の決定及び事業報告の承認に関する事項
 - (4) 予算の決定及び決算の承認に関する事項
 - (5) 協議会の解散に関する事項
 - (6) その他協議会の運営上必要と会長が認めた事項
- 4 総会の議長は、会長がこれに当たり、会長が欠席した場合にあっては、副会長がこれに当てる。
 - 5 会長は、総会の開催の日時、場所及び総会に付議すべき案件をあらかじめ委員に通知しなければならない。
 - 6 総会は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
 - 7 総会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、第3項第5号に掲げる事項にあっては、委員の総数の4分の3以上で決するものとする。
 - 8 委員は、やむを得ない理由により総会に出席することができないときは、あらかじめ通知された事項について、書面により議決権を行使し、又は当該委員の所属する団体の職員を代理人として議決権を委任することができる。この場合において、当該委員は、総会に出席したものとみなす。
 - 9 総会は、原則として公開とする。ただし、総会において個人情報を取り扱う場合その他会議を公開することにより総会の運営に支障が生ずると会長が認めるときは、全部又は一部を公開しないこととすることができる。
 - 10 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を総会に出席させ、意見を聴取することができる。
 - 11 第4項から前項までの規定にかかわらず、感染症のまん延を防止するため必要があるときその他やむを得ない事情により総会を招集することができないと会長が認めるときは、第3項各号に掲げる事項について書面により委員の意見を徴する方法により総会を行うことができる。この場合において、会長が指定する期日までに書面を提出した委員の2分の1（同項第5号に掲げる事項にあっては、委員の総数の4分の3）以上が当該事項について同意したときは、当該同意をもって総会の議決があったものとみなす。
 - 12 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第7条 第3条各号に掲げる事業について専門的な調査及び検討を行う必要があるときは、分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、前条の規定に準じて会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第8条 委員は、協議会において協議が調った事項について、その協議の結果を尊重しなければならない。

(守秘義務)

第9条 委員並びに第6条第10項の規定により総会に出席した者及び第7条に規定する分科会に出席した者は、個人情報その他協議会の運営上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。第4条第3項の規定により置かれたオブザーバー及びアドバイザーも、同様とする。

(事務局)

第10条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、北海道オホーツク総合振興局地域創生部地域政策課に置く。
- 3 事務局には、事務局長、事務局次長その他必要な職員を置く。
- 4 事務局長は、北海道オホーツク総合振興局地域創生部地域政策課主幹をもって充てる。
- 5 事務局次長その他必要な職員は、会長が指名する者をもって充てる。
- 6 事務局は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 総会等の運営に関する業務
 - (2) 協議会の経費の執行及び管理に関する業務
 - (3) 文書の收受、発送、編さん及び保存に関する業務
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な業務
- 7 前各項に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(財務)

第11条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金、繰越金その他の収入をもって充てる。

- 2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 3 監事は、協議会の会計の監査を行ったときは、その結果を会長に報告しなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散の場合の措置)

第12条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、当該解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを清算し、清算後は、その結果を委員であった者に対し通知するものとする。

- 2 協議会が解散する際に有する残余財産の処分は、解散を議決した総会の時に議決を経て、その取扱いについて決定する。

(剰余金等の処理)

第13条 協議会は、決算において、剰余金が生じた場合には、総会の議決を経て、これを処理しなければならない。

- 2 協議会は、決算において、欠損金が生ずる見込みとなった場合には、総会の議決を経て、これを処理しなければならない。

(事故の処理)

第14条 協議会は、第3条各号に掲げる事業に起因する事故が生じたときは、総会の議決を経て、これを処理しなければならない。

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和4年4月27日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年8月24日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年5月24日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年6月9日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年5月23日から施行する。

附 則

この規約は、令和7年6月10日から施行する。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）規約別表改正案

【委員】

区分	組織名	職名	備考	
オホーツク管内市町村	北見市	地域振興課長		
	網走市	商工労働課長		
	紋別市	商工労働課長		
	美幌町	町民活動課長		
	津別町	建設課長		
	斜里町	住居生活課長		
	清里町	企画政策課長		
	小清水町	企画財政課長		
	訓子府町	政策推進課長		
	置戸町	企画財政課長		
	佐呂間町	町民課長		
	遠軽町	企画課長		
	通別町	企画財政課長		
	滝上町	まちづくり推進課長		
	興部町	総務課長		
	西興部村	企画総務課長		
	雄武町	公共交通対策室長		
	大空町	まちづくり推進室長		
	関係市町村	名寄市	総合政策部参事	
		下川町	町民生活課長	
枝幸町		企画課長		
陸別町		総務課長		
公共交通事業者等	北海道北見バス株式会社	乗合事業部次長		
	網走バス株式会社	常務取締役		
	北紋バス株式会社	常務取締役		
	斜里バス株式会社	常務取締役		
	網走観光交通株式会社	総務部長		
	名士バス株式会社	代表取締役		
	宗谷バス株式会社	執行役員営業部長		
	阿寒バス株式会社	営業本部長		
	北海道旅客鉄道株式会社	総合企画本部地域交通改革部長		
道路管理者	北海道開発局網走開発建設部	道路計画課長	監事	
	北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部	維持管理課長		
警察	北海道警察北見方面本部	交通課長		
民間団体	北海道高等学校PTA連合会北見支部	支部長	監事	
労働組合	日本私鉄総連北海道地方労働組合北見バス支部	執行委員長		
学識者	北見工業大学	工学部教授	副会長	
北海道運輸局	北見運輸支局	首席運輸企画専門官		
北海道	オホーツク総合振興局	地域創生部長	会長	

【オブザーバー】

区分	組織名	職名	備考
交通事業者	北海道エアポート株式会社	女満別空港事業所長	
	オホーツク紋別空港ビル株式会社	部長	

【アドバイザー】

区分	組織名	職名	備考
アドバイザー	特定非営利法人まちづくり支援センター	代表理事	

【事務局】

区分	組織名	職名	備考
オホーツク総合振興局	地域創生部地域政策課	会長が指名する者	事務局長
	地域創生部地域政策課	会長が指名する者	事務局次長
	地域創生部地域政策課	会長が指名する者	

2 北海道オホーツク地域等公共交通活性化協議会の開催経緯

表 1 - 1 計画策定までの開催経緯

年 月 日	開催内容
令和 4 年 4 月 27 日	第 1 回協議会（書面開催） ・規約・事業計画・収支予算書・スケジュールの審議 ほか
6 月	第 1 回分科会（南部：6 日、北部：21 日） ・計画骨子の検討 ほか
8 月 24 日	第 2 回協議会 ・計画骨子の審議 ほか
9 月 30 日	第 2 回分科会（書面開催） ・計画原案一部（冒頭、地域の概況、公共交通の概況、地域の移動特性・ニーズ）の検討 ほか
10 月 21 日	第 3 回分科会 ・計画原案一部（公共交通の現状と課題、基本的な方針と目標、目標達成に向けた施策・事業、目標値・スケジュールの設定）の検討 ほか
12 月 6 日	第 1 回ワーキンググループ ・課題の確認、基本方針・目標・施策の検討 ほか
12 月 20 日	第 4 回分科会 ・計画原案の検討
令和 5 年 1 月 25 日	第 5 回分科会 ・計画原案の検討
2 月 14 日	第 3 回協議会 ・計画原案の検討
3 月 16 日	第 6 回分科会（書面開催） ・意見募集（パブリックコメント）の対応、計画案の検討 ほか
3 月 29 日	第 4 回協議会 ・意見募集（パブリックコメント）の対応、計画策定

表 1 - 2 計画以降の開催状況

令和 6 年 5 月 24 日	令和 5 年度第 1 回協議会 ・令和 4 年度事業結果・決算報告、令和 5 年度事業計画・予算審議
6 月 8 日	令和 5 年度第 2 回協議会（書面開催） ・人事異動に係る規約変更審議
12 月 25 日	令和 5 年度第 3 回協議会 ・令和 5 年度事業状況報告、令和 6 年度事業・予算検討
令和 6 年 5 月 23 日	令和 6 年度第 1 回協議会 ・令和 5 年度事業・決算報告、令和 6 年度事業・予算審議
7 月 11 日	令和 6 年度第 2 回協議会（書面開催） ・地域間幹線系統確保維持計画との連動化に係る計画変更
9 月 26 日	令和 6 年度第 3 回協議会（書面開催） ・バス路線運行回数変更に伴う計画別紙変更
10 月 30 日	令和 6 年度第 4 回協議会（書面開催） ・バス路線運行回数変更に伴う計画別紙変更
12 月 20 日	令和 6 年度第 5 回協議会 ・令和 6 年度事業状況報告、令和 7 年度事業・予算検討
令和 7 年 2 月 13 日	令和 6 年度第 6 回協議会（書面開催） ・令和 6 年度収支予算の変更
6 月 10 日	令和 7 年度第 1 回協議会 ・令和 6 年度事業・決算報告、令和 7 年度事業・予算審議 ・生活交通路線確保維持に係る協議および「計画別紙」策定 ・本計画延長
9 月 10 日	令和 7 年度第 2 回協議会（書面開催） ・バス路線最適化に係る廃線協議・「計画別紙」変更 ・バス路線最適化に係る一部バス路線の記載修正
10 月 27 日	令和 7 年度第 3 回協議会（書面開催） ・利便増進実施計画【北見市・美幌町・津別町】の一部修正
11 月 10 日	令和 7 年度第 4 回協議会（書面開催） ・バス路線最適化に係る廃線協議・「計画別紙」変更
12 月 9 日	令和 7 年度第 5 回協議会（書面開催） ・エリア一括協定運行事業に係る本計画一部変更 ・エリア一括協定運行事業に係る利便増進実施計画【北見市・美幌町・津別町】の一部修正
12 月 19 日	令和 7 年度第 6 回協議会 ・令和 7 年度事業状況報告、令和 8 年度事業・予算検討 ・エリア一括協定運行事業の活用に係る計画別紙の変更
令和 8 年 3 月 17 日	令和 8 年度第 7 回協議会 ・本計画への取組追加、役員 の 指名

3 各市町村の関連計画

(1) 総合計画

表 3-1 総合計画における公共交通に関する施策 (1/3)

市町村	計画名・年次	公共交通に関する主な施策
北見市	第2期北見市総合計画 平成31年度(2019年度)～ 令和10年度(2028年度)	公共交通の確保 ● 公共交通の維持確保 ● 公共交通ネットワークの構築
網走市	第6期網走市総合計画 平成30年度(2018年度) ～令和9年度(2027年度)	ニーズに即した効率的な公共交通の提供等 ● 総合的な公共交通網の構築 ● 鉄道の維持、利用促進 ● バス路線の適正配置、利用促進 ● 女満別空港の機能充実、利用促進
美幌町	第6期美幌町総合計画 平成28年度(2016年度) ～令和8年度(2026年度)	公共交通の充実 ● 総合的な公共交通体系の構築 ● 鉄道の充実・確保 ● バス路線の充実 ● 乗合タクシーの利用促進 ● 女満別空港の利便性向上
津別町	津別町第6次総合計画 令和2年度(2020年度)～ 令和11年度(2029年度)	交通環境の整備 ● 地域特性に応じた面的な地域交通ネットワークの再構築 ● 地域交通(バス)の利便性向上と利用促進に向けた取組の推進
斜里町	第7次斜里町総合計画 令和6年度(2024年度)～ 令和15年度(2033年度)	地域公共交通の確保 ● 観光面も含めた交通アクセスの改善と移動の魅力の向上 ● JRの維持・利用促進 ● 路線バスの利用促進 ● 交通MaaSの推進
清里町	第6次清里町総合計画 令和3年度(2021年度)～ 令和12年度(2030年度)	鉄道、バスの利便性の向上の促進 ● 高齢者、障がい者など移動困難者への公平性の高い、移動手段の構築、支援の実施 ● 地域の交通資源の維持、確保及び利用継続の推進 ● JR釧網本線の存続に向けた要請、利用促進 ● スクールバスの維持管理、更新、一般利用の利便性向上

表 3-1 総合計画における公共交通に関する施策 (2/3)

市町村	計画名・年次	公共交通に関する主な施策
小清水町	第6次小清水町総合計画 令和2年度(2020年度)～ 令和11年度(2029年度)	公共交通の充実 <ul style="list-style-type: none"> ● 広域的な見地からのJR釧網線や女満別空港等の公共交通体系の見直しや、利用促進、利便性の確保 ● バス交通の維持・確保のための運行維持費の助成による現行路線の維持
訓子府町	第6次訓子府町総合計画 平成29年度(2017年度) ～令和8年度(2026年度)	交通環境の確保 <ul style="list-style-type: none"> ● 公共交通機関の確保 ● 交通弱者への支援
置戸町	第6次置戸町総合計画 令和2年度(2020年度)～ 令和11年度(2029年度)	公共交通機関の確保 <ul style="list-style-type: none"> ● 広域交通機関への支援 ● 地域内公共交通の確保
佐呂間町	第5期佐呂間町総合計画 令和3年度(2021年度)～ 令和12年度(2030年度)	交通網の整備 <ul style="list-style-type: none"> ● 運行体制の充実 ● 計画的な車両更新
遠軽町	第3次遠軽町総合計画 令和7年度(2025年度)～ 令和16年度(2034年度)	公共交通の利便性の向上 <ul style="list-style-type: none"> ● JR石北本線の維持 ● 都市間高速バス路線の確保 ● 生活バス路線の利便性向上 ● ラストワンマイル交通の確保 ● オホーツク紋別空港の利用促進 ● 交通モード間の連携強化
湧別町	第3期湧別町総合計画 令和4年度(2022年度)～ 令和13年度(2031年度)	鉄道、バス等の円滑な接続確保及び道央・首都圏への航空路線の確保 <ul style="list-style-type: none"> ● JR石北本線の維持・存続に向けた取組 ● 民間バス会社による生活路線の維持・確保 ● 町営バス・乗合ハイヤーの維持 ● 町営バス車両の計画的な更新 ● 首都圏を結ぶ航空路線の維持・確保、道央圏を結ぶ航空路線の再開に向けた取組
滝上町	第6期滝上町総合計画 令和元年度(2019年度)～ 令和10年度(2028年度)	住民ニーズに合ったバス路線やハイヤーなどの公共交通の確保 <ul style="list-style-type: none"> ● バス路線の住民のニーズに合った運行経路の確保 ● バス路線確保のための支援 ● ハイヤー運行(夜間運行含む)への支援

表 3-1 総合計画における公共交通に関する施策 (3/3)

市町村	計画名・年次	公共交通に関する主な施策
興部町	第6期興部町総合計画 平成30年度(2018年度) ～令和9年度(2027年度)	公共交通の確保・充実 ● 住民スクールバスの維持・確保 ● 民間路線バスや鉄路・紋別空港の利用促進等
西興部村	第5期西興部村総合計画 令和4年度(2022年度)～ 令和13年度(2031年度)	地域交通の確保 ● 名寄線代替バス及び村内各種バスの運行維持 ● オホーツク紋別空港の利用促進
雄武町	第6期雄武町総合計画 平成30年(2018年度)～ 令和9年度(2027年度)	公共交通の維持・確保 ● 既存のバス路線の維持・確保 ● 地域公共交通総合連携計画の策定 ● 過疎地有償運送、福祉有償運送など、多様な地域公共交通の研究 ● JR宗谷本線の維持・存続活動の推進 ● オホーツク紋別空港からの羽田直行便維持確保の促進
大空町	第2次大空町総合計画 平成28年度(2016年度) ～令和7年(2025年度)	公共交通網の充実 ● 日常生活に必要な公共交通の運行を維持、利便性の向上 ● 近隣市町や航空会社、就航都市との連携による航空路線の維持・確保

(2) 地域公共交通（網形成）計画

表3-2 地域公共交通（網形成）計画における施策（1/2）

市町村	計画名・年次	公共交通に関する主な施策
北見市	北見市地域公共交通網形成計画 令和3年度（2021年度）～ 令和7年度（2025年度）	将来に向け、持続可能な地域公共交通網の実現 <ul style="list-style-type: none"> ● 地域実情にあった持続可能な公共交通網の形成 ● 利用しやすい公共交通環境の整備 ● 利用促進策の展開による公共交通への意識醸成
網走市	網走市地域公共交通計画 令和3年度（2021年度）～ 令和7年度（2025年度）	「みんなで創る地域公共交通の未来」を実現し、持続可能な地域公共交通を構築 <ul style="list-style-type: none"> ● 地域にとって最適な公共交通の推進 ● 便利で快適な公共交通の推進 ● 観光利用の推進 ● 公共交通の担い手の確保 ● 地域が支える公共交通の推進
紋別市	紋別市地域公共交通計画 令和6年度（2024年度）～ 令和9年度（2027年度）	次世代にわたり、「ひと」と「まち」を結ぶ持続可能な公共交通の実現 <ul style="list-style-type: none"> ● 地域全体を見渡した持続可能な公共交通網の形成 ● 地域特性を活かし、地域に根ざした「足づくり」 ● 公共交通に対する市民意識の醸成 ● 教育・福祉・医療等との連携 ● まちづくりや観光振興等と公共交通における一体性の確保
美幌町	美幌町地域公共交通計画 令和4年度（2022年度）～ 令和8年度（2026年度）	将来に向けて、持続可能な公共交通システムの構築を目指す <ul style="list-style-type: none"> ● 市街地交通の整備及び充実 ● 各々の公共交通体系の連携と利便性の向上 ● 公共交通の利用促進とモビリティマネジメントの推進 ● 持続可能な公共交通システムの構築

※ 計画策定済みの市町村のみ掲載

表 3 - 2 地域公共交通（網形成）計画における施策（2/2）

市町村	計画名・年次	公共交通に関する主な施策
津別町	津別町地域公共交通計画 令和 6 年度（2024 年度）～ 令和 10 年度（2028 年度）	自らデザインし続け豊かなくらしの創出を目指す津別の交通 <ul style="list-style-type: none"> ● 町民ニーズや社会情勢に対して柔軟に対応する移動支援策 ● 各地区の現状を的確に捉えた公共交通サービスの維持 ● 住民の生活圏を支える町外移動支援の充実 ● 公共交通の維持・存続に向けた意識醸成 ● 持続的な公共交通の確保・維持に向けた体制の強化
斜里町	斜里町地域公共交通網形成計画 平成 29 年度（2017 年度）～ 令和 7 年度（2025 年度）	「健康で歩いて暮らせるまちの実現」と「安全・安心で持続可能な交通体系」を目指す <ul style="list-style-type: none"> ● 町内外の移動を支援する交通体系の構築 ● 回遊性の高い市街地巡回バス「しゃりぐる」の継続的運行 ● 利用促進施策の検討 ● 観光振興計画との連携
遠軽地区 （遠軽町、湧別町、佐呂間町）	遠軽地区地域公共交通計画 令和 6 年度（2024 年度）～ 令和 10 年度（2028 年度）	3 町の地域公共交通の維持確保及び利便性向上を目指すとともに、3 町が連携した包括的な地域公共交通網を構築する <ul style="list-style-type: none"> ● 各町で住み続けられるための生活の足の確保 ● 3 町で連携し生活圏までの交通ネットワークを確保 ● 道央とオホーツクをつなぐ石北本線の存続のための利用促進 ● 移動手段を必要とする方への公共交通サービスの提供
清里町	清里町地域公共交通計画 令和 6 年度（2024 年度）～ 令和 10 年度（2028 年度）	町民の暮らしを支えるための生活交通の形成 <ul style="list-style-type: none"> ● 安心した生活を送るために必要な医療サービスの提供に寄与する「通院」の足の確保 ● 持続可能な地域公共交通の構築 ● より快適により安全に町民の移動を支える町内交通や広域交通の展開

※ 計画策定済みの市町村のみ掲載

(3) 都市計画マスタープラン・立地適正化計画

表 3-3 都市計画マスタープランにおける公共交通に関する施策 (1/2)

市町村	計画名・年次	公共交通に関する主な施策
北見市	北見市都市計画マスタープラン 令和 2 年度 (2020 年度) ~ 令和 21 年度 (2039 年度)	公共交通の維持 <ul style="list-style-type: none"> ● 自治区間、自治区内の移動ネットワークは「北見市地域公共交通網形成計画」と連携し形成 ● JR 石北本線は、利用促進と維持に努める
網走市	網走市立地適正化計画 令和 4 年度 (2022 年度) ~ 令和 23 年度 (2041 年度)	まちづくりと連携した公共交通の最適化 <ul style="list-style-type: none"> ● 将来都市構造の構築を支援するバス路線やデマンドシステムの導入検討などによる公共交通の最適化
紋別市	紋別市都市計画マスタープラン 平成 27 年度 (2015 年度) ~ 令和 16 年度 (2034 年度)	利便性の高い公共交通の確保・維持 <ul style="list-style-type: none"> ● 利便性や快適性の向上を図り、バスのより利用しやすい環境整備に努める ● バス路線の維持や利用促進に向けた地域の取組を推進し、地域全体で公共交通を支える仕組みを構築 ● 中心市街地の賑わいや観光交流の創出に向けて積極的な利用展開をアピールし、地域の活性化への一つのツールとして活用 ● マイカー利用者に公共交通の利用を促し、低炭素化を図るとともに排出ガスによる環境負荷の低減に努める
美幌町	第 2 期美幌町都市計画マスタープラン 平成 21 年度 (2009 年度) ~ 令和 10 年度 (2028 年度)	公共交通の利便性の向上 <ul style="list-style-type: none"> ● 駅前交通広場の機能充実と維持管理の促進 ● バス路線の整備・維持管理の促進
斜里町	斜里町都市計画マスタープラン 令和 7 年度 (2025 年度) ~ 令和 26 年度 (2044 年度)	中心市街地における交通利便性の向上と賑わいの創出 <ul style="list-style-type: none"> ● JR 知床斜里駅前の交通結節機能の確保・維持 ● 市街地内回遊ネットワークの形成

※ 公共交通に関連するもののみ掲載

表 3-3 都市計画マスタープランにおける公共交通に関する施策 (2/2)

市町村	計画名・年次	公共交通に関する主な施策
遠軽町	遠軽町都市計画マスタープラン 平成 28 年度 (2016 年度) ~ 令和 8 年度 (2026 年度)	あらゆる人に優しい公共交通の整備充実を図る <ul style="list-style-type: none"> ● 中心市街地の交通バリアフリー化によりあらゆる人に優しい移動空間をつくる ● 交通結節点機能の強化の検討 ● 路線バスの充実強化により交通弱者の生活利便性を確保等
滝上町	滝上町都市計画マスタープラン 平成 28 年度 (2016 年度) ~ 令和 22 年度 (2040 年度)	広域アクセスの確保と市街地内の利便性・安全性の向上 <ul style="list-style-type: none"> ● 観光資源への広域アクセスの見直し ● 交通結節点の整備やバス待合環境の充実
雄武町	雄武町都市計画マスタープラン 平成 16 年度 (2004 年度) ~ 令和 5 年度 (2023 年度)	公共交通の充実 <ul style="list-style-type: none"> ● 都市間バス、地域間バスの継続的な運行の要請 ● 運行頻度の改善や運行ルートの変更・延長など、バス路線の充実
大空町	大空町都市計画マスタープラン 令和 3 年度 (2021 年度) ~ 令和 22 年度 (2040 年度)	公共交通機関の整備・確保と使用促進 <ul style="list-style-type: none"> ● J R 及び都市間・地域間バスなどの公共交通機関の充実を要請・検討・実施

※ 公共交通に関連するもののみ掲載

(4) 観光関連計画

表3-4 観光関連計画における公共交通に関する施策

市町村	計画名・年次	公共交通に関する主な施策
網走市	<u>網走市観光振興計画 2019</u> (2025 更新版) 令和元年度(2019年度)～ 令和7年度(2025年度)	交通環境の利便性向上による観光客の流入促進と回遊性の向上 <ul style="list-style-type: none"> ● 観光事業者や運輸機関、旅行会社等の連携によるプロモーションを実施する ● 市内二次交通整備と交通に関する情報提供の強化を図る ● 外国人旅行者目線による案内サインや二次交通情報整備等インフォメーションの強化 ● 空港を活かした交通ネットワークの利便性向上 ● 他地域の自治体や交通事業者と連携し広域周遊観光を促進
斜里町	<u>第2次斜里町観光振興計画</u> 令和6年度(2024年度)～ 令和15年度(2033年度)	アクセス・交通の改善 <ul style="list-style-type: none"> ● アクセスの改善、新たな交通施策の導入
雄武町	<u>雄武町観光マスタープラン</u> 令和5年度(2023年度)～ 令和9年度(2027年度)	交通環境整備と検証 <ul style="list-style-type: none"> ● 運転免許を持たない人などに向けた、町外からのアクセス方法、新たな技術や制度を活用した取組みの検証
大空町	<u>大空町観光振興計画</u> 平成29年度(2017年度) ～令和8年度(2026年度)	女満別空港の活用 <ul style="list-style-type: none"> ● 乗降者の拡大 ● 利用者利便の向上 ● 二次交通の充実 ● オホーツク圏及びひがし北海道の玄関口としての機能強化 ● 周遊観光メニューの造成

※ 公共交通に関連するもののみ掲載

4 用語集

あ行

インバウンド

海外から日本を訪れる外国人旅行者。

オープンデータ

官公庁などが持ち、限られた場所で利用されているデータを一般の利用者がいつでも取り出して利用できるようにしたデータ。

か行

広域生活交通路線

広域生活交通路線維持費補助金（北海道と市町村による協調的補助）の対象となるバス路線。地域間幹線系統としての要件を満たさないが、複数市町村を結ぶバス路線等で、1日あたりの計画運行回数が2回以上、輸送量が10～150人/日などの一定の条件を満たすもの。

交通結節点

バスのほか、電車やタクシー、自動車、自転車など様々な交通手段の接続が行われる乗換拠点。

コミュニティバス

交通空白地域・不便地域の解消等を図るため、市町村等が主体的に計画し、バス事業者に委託して運送を行う乗合バスや市町村自らが行う有償運送。

さ行

シームレス

「継ぎ目のない」の意。公共交通分野においては、交通機関間の継ぎ目を解消し、円滑な移動ができる状態を意味する。

た行

地域間幹線系統

地域間幹線系統確保維持費補助金（国と北海道による協調的補助）の対象となるバス路線。中心市町村とその周辺の市町村間を結ぶバス路線で、1日あたりの計画運行回数が3回以上、輸送量が15～150人/1日などの一定の条件を満たすもの。

な行

乗合タクシー

10人乗り程度のワゴン車等を利用して、不特定多数の人の相乗りにより運行されるタクシー。

は行

バスロケーションシステム

バスの位置情報を収集し、バス停の表示板や携帯電話、パソコンに情報提供するシステム。

PDCA

計画 (Plan) → 実行 (Do) → 評価 (Check) → 改善 (Act) という 4 段階の活動を繰り返し行うことで、継続的に業務プロセスを改善していく手法。

ま行

MaaS (マース)

I C T (情報通信技術) を活用し、電車、バス、タクシー、自転車などあらゆるモビリティ (移動を) 一つのサービスとして展開するもの。

モビリティマネジメント

一人の移動が過度な自動車利用から、社会的にも個人的にも望ましい方向に、自発的に変化することを促す、コミュニケーションを中心とした交通施策。

や行

輸送密度

旅客営業キロ 1 km あたりの 1 日平均旅客輸送人員のこと。

輸送量

1 日当たりのバス系統ごとの平均乗車人数。